

法務省民商第2185号

平成13年9月12日

法務局長 殿

地方法務局長 殿

法務省民事局長

商法等の一部を改正する等の法律等の施行に伴う商業登記事務の取扱いについて（通達）

商法等の一部を改正する等の法律（平成13年法律第79号。以下「改正法」という。）及び商法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成13年法律第80号。以下「整備法」という。）並びに商業登記規則の一部を改正する省令（平成13年法務省令第65号。以下「改正省令」という。）が本年10月1日（以下「法施行日」という。）から施行されることとなったが、これに伴う商業登記事務の取扱いについては、下記の点に留意するよう、貴管下登記官に周知方取り計らい願います。

なお、本通達中、「法」とあるのは改正後の商法を、「有法」とあるのは改正後の有限会社法を、「商登法」とあるのは改正後の商業登記法を、「商登規」とあるのは改正後の商業登記規則を、「旧法」とあるのは改正前の商法を、「旧有法」とあるのは改正前の有限会社法を、「旧商登法」とあるのは改正前の商業登記法を、それぞれいう。